

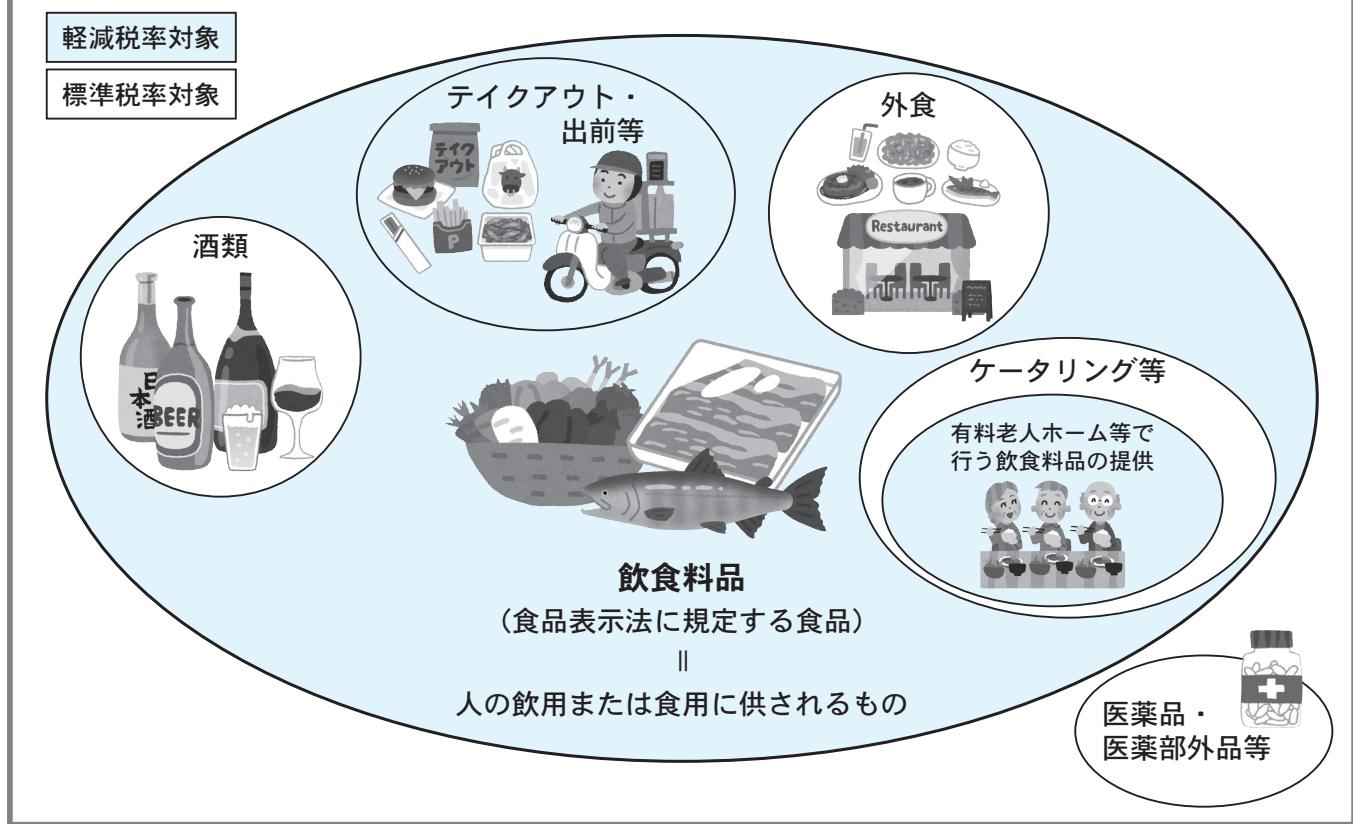
10月1日から 消費税の軽減税率制度が実施されます

10月1日から、消費税および地方消費税の税率が8%から10%に引き上げられると同時に、消費税の軽減税率制度が実施されます。

軽減税率(8%)の対象品目	
飲食料品	飲食料品とは、食品表示法に規定する食品（酒類を除く）をいいます。外食やケータリング※などは、軽減税率の対象品目には含まれません。
新聞	新聞とは、一定の題号を用い、政治、経済、社会、文化などに関する一般社会的事実を掲載する週2回以上発行されるもので、定期購読契約に基づくものです。

※ケータリングとは、顧客の指定する元に出向いて食事を配膳、提供するサービス業のことです。

軽減税率の対象となる飲食料品の範囲



※ここで紹介したものは、軽減税率制度の内容の一部です。

さらに詳しい内容をお知りになりたい方は、国税庁のホームページなどをご覧になるか、消費税軽減税率電話相談センター（軽減コールセンター）へお問い合わせください。

■国税庁ホームページ

<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/zeimokubetsu/shohi/keigenzeiritsu/index.htm>



■消費税軽減税率電話相談センター（軽減コールセンター）

☎ 0120-205-553 (通話料無料)

【受付時間】午前9時から午後5時（土日祝除く）

⇒P23に事業者向け説明会のお知らせを掲載しています。